

研究ノート

少年非行と少年法

吉 中 信 人

目次
はじめに

- 一 少年非行の現状認識
- 二 非行現象と少年法の目的
- 三 非行抑止に対する少年法の機能
おわりに

はじめに

少年によるとされる凶悪事件が世間の耳目を集めるとたびに、新聞、週刊誌その他のメディアを中心に行少年法の不備が指摘され、その改正の必要性が声高に主張される。曰く、「少年法は少年に甘すぎる」と。

一方、少年法や少年問題に造詣の深い実務家や研究者は、こうした世論の一種感情的な主張に直面するたびに、「またか。また例のごとく誤った前提に基づいて論を立て、しかも少年法の理念というものを全く理解していないではないか」と、悲しみとも憤りともつかぬ複雑な気持ちを抱き、ある者は「どうせ彼らに分からせようとしても無駄だ。

大学できちんと少年法というものを勉強してもららうしかない」と考へ、ある者は、このままではいけないと論文や著作を発表して民衆の啓蒙に努める。しかし、前者について言えれば、法学部に少年法の講座を置く大学は極めて少なく、少年法の理念につき学ぶ機会は限られているうえ、まして大学に学ぶ機会のない者にとっては少年法の理解など望むべくもない。そこで後者の重要性が指摘されることになる。だが、その成果は充分なものであろうか。勿論これらの啓蒙活動は、多くの理性ある人々を覚醒させ、彼らに少年法の正しい理解をもたらしているであろうことを否定するものではない。しかし、このような、良識ある出版社の意義深い企画、少年法にたずさわる実務家・研究者の情熱的な執筆や講演活動、そして子どもの権利に関するNGO等の諸活動にも拘わらず、いまだ世論に深く浸透しているある種の感情を克服しきれているとは言い難い状況であると筆者には思われる所以である。

昔から少年の凶悪犯罪が起こるたびに、多くの専門家は少年法の理念を説き、少年を厳罰に処することが何の解決にもならないことを繰り返し論じてきただけではある。それにもかかわらず、メディアを中心に行なわれる世論という鶴を、結局のところ説得しきれないできたという現実がある。これはなぜなのか。これを、すべて世論側の少年法に対する無理解に基づくものと片付けてしまってよいのだろうか。なぜ、このような懸隔が専門家と世論との間にいつも生じており、それがいつこうに縮まらないのはどうしてなのか。このような懸隔を前にして専門家は、自分たちの正当な主張が聞き入られないのであれば、「相手が間違っているのだ」からと、その現実に対する手当を考えなくともよいのだろうか。

実は世論の側にも充分な理由があり、しかもそれが感情論だけにどまらず、法律家を中心とした論議に欠落しがちな犯罪原因理論の支援を受けうるものであること、専門家の側にも、刑事政策に対する理解が不十分な面もあること、が指摘されはしないだろうか。法律家は世論のありようを、とかくゾレンの問題として捉えがちであるが、世論

は正邪の問題以前にザインとしてそこにあり、むしろ存在している邪たる(?)世論を、どう取り扱うか、これを正規したうえで、どうシステムの中で処理するかが重要であると思われる。

そこで、この研究ノートでは、そのようなシステムを考えるための準備作業として、まず世論形成に大きな影響を与える非行の現状を、一次資料を確認しつつも、屋上屋を架すことを避け、むしろ専門家の分析を通じて把握したうえ、少年法の目的を非行現象との関係で考え、更に非行抑止に対する少年法の機能につき検討してみることとする。

一 少年非行の現状認識

少年非行の現状をどう理解するかは、なかなか難しい問題である。というのも、客観的な事実はひとつであるはずにも拘わらず、どういった指標を重視するか、またそれをどう評価するかに分析者の主觀が多分に入り込んでくるからである。もともと、ある統計が示されるときは、示す者はそれによつて自らの立場の正当性を立証しようとするので、都合の良い統計を全面に押し出し、都合の悪い統計については目を塞ぐことが多いということは、一般によく知られている。そこでここでは、何かを立証するためにではなく、生の少年非行の現実をできるだけ客観視するために(勿論暗数の問題もあり、自ずから限界はあるが)、すでに公表された対立する二つの見解を素材にして、考察してみたい。まず、少年非行の現状は憂慮すべき状況にはない、とする見解がある。これはとりわけ、マスメディアを中心とした世論側から主張される少年法改正の必要論に対する反論として展開されることが多い。この見解は概ね、主要刑法犯は減少ないし安定傾向であり、特に指摘される凶悪犯の増加も、少年法制定当時の状況から比較すると、検挙人員・人口比ともに減少傾向にあり、低い水準を維持している、とするものである。⁽¹⁾これに対し、全く逆に少年非行は深刻

化の様相を呈しており、極めて憂慮すべき情勢にある、とする見解が一方では存在している。これによれば、刑法犯少年の補導人員、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合、刑法犯少年の人口比はいずれも増加しており、とりわけ強盗の補導人員は一九九六年には二六年ぶりに一〇〇〇人の大台を超え、一〇八二人に達したとされるなど、少年非行の凶悪化が強調されている。⁽³⁾

少年非行の現状について、このように全く反対の評価が導き出されているのはなぜなのだろうか。両者はそれぞれ正しい核心を含んでいながら、それぞれに強調しているところが異なるのである。まず前者の特徴は、非行一般については戦後三番目のピークと言われる一九八三年頃以降の減少傾向を特に強調しているのに、凶悪犯については少年法制定時以来の減少傾向を強調していることである。そして特に最近の一九九二年以降の、非行一般、凶悪犯双方に共通する上昇傾向については、いくぶん軽視しているきらいがある。もつとも警察庁の統計が交通関係業過を除く刑法犯を基礎として整備されたのは一九六六年以降であるから、それまでの統計を考慮しないことにはある程度理由があるが、それでもそれ以降の高原状態や、第三のピークに至る上昇傾向も視野に入れたうえで長期的傾向を把握する必要があるかも知れない。逆に一九六五年までの非行一般は交通関係業過を含んでいながら、それを含まない一九八三年のピーク以降より人口比、検挙人員とともに少ないのであるから、一九四六年以降の少年非行一般は、増減を繰り返しながらも漸次増加の傾向にあるとの評価も可能なのである。⁽⁴⁾

一方後者の特徴は、非行一般における戦後第三のピーク以降の減少傾向を軽視しながら、一九九二年以降の増加傾向を特に重視してそれを戦後第四の上昇期に入ったと評価しつつ⁽⁵⁾、凶悪犯については一九四八年以降のほぼ一貫した減少傾向をあえて強調しないで、これも一九九二年以降の増加傾向を強調する構図を描いていることである。非行一般についてはともかく、少なくとも量的には、昭和一〇年代、三〇年代における凶悪犯の状況をオミットして、最近

の凶悪化を特に指摘することはできない。

以上のことから、一應次のようには言えるであろうか。主要刑法犯の人口比は、一九九六年で一三・四人と、既に戦後第二のピークとされる一九六四年の一二人を上回つており、特に一九九二年以降の上昇傾向は確かに指摘できることからも、非行一般については増加傾向がある⁽⁷⁾。凶悪犯については一九八八年あたりからの増加を指摘できるが、一九五〇年頃の状況にはまだ及ぶべくもなく、現時点では、少なくとも量的にはかつてと比べて少年犯罪は凶悪化していない、と。むしろ凶悪化については、質的側面からの考察に意義があると思われるが、これについては別の機会に譲りたい。

いずれにせよ、このような少年非行の現状把握は、真実からずれて深刻さを強調すれば、それを評価する大人とその対象となる少年との間に一層の懸隔を生じさせることとなるし、逆に真実からずれてあまりに楽観視すれば、本当に取り組まれるべき問題を放置してしまうことにもなるので、正に虚心に行われなければならないことは、今更言うまでもない。

なお、最近の傾向として、後者の立場から見せい剤事犯、特に高校生による乱用の増加が指摘されているが⁽⁸⁾、これについては特に前者の側から現状認識に対する批判はおこなわれていないようである。

さて、以上のような非行現象を前にして、少年法はどのような態度をとるべきであろうか。章を改めて検討してみたい。

二 非行現象と少年法の目的

前野教授は、最近、少年非行の動向と少年司法の動向について論じられ、「これは、両者が関連していると考えるからにほかならない。両者の関連は非常に複雑である。少年司法の動向は、少年非行の動向から影響を受けるのは当然である。⁽⁹⁾」とされている。このように、少年司法と少年非行との間に、なんらかの関係を認める考え方は、かなり一般的であるように思われる。⁽¹⁰⁾しかし、実は「少年法の目的」そのものは、少年非行の動向には関心がないとも考えられるのである。つまり、わが少年法は、その第一条で(この法律の目的)という見出しを掲げ、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定している。ここには、刑事訴訟法第一条に見られるような「公共の福祉の維持」や「事案の真相を明らかにし」、といったような文言は入れられていない。保護処分は刑罰とは異なり犯罪抑止を直接の目的としておらず、少年法は少年に非行があつた後に、どう「その」少年の立ち直りを図るかにのみ関心を注いでいるといつてよい。少年法が非行の抑止を目的とする法律でないことは多くの専門家によって指摘されているところであり、少年法が非行の抑止を目的とする法律であることを前提にしてその目的が果たされていないという趣旨からする改正論の誤りが、しばしば説かれている。⁽¹¹⁾こうした指摘は確かに正鵠を射ており、現行少年法は、犯罪の制圧を直接の目的とするという意味での刑事政策から、決別を果たしているとさえ言えるのである。

しかし、問題はもつとその先にある。この思考を押し進めていくと、非行現象は少年法のありようとは全く関係が

ない、という理解に帰着することになる。たとえば浅川道雄氏は、「前提としては少年の非行が凶悪化するとか、あるいは激増するとか、それが事実であったとしても、そんなものは少年法の問題ではないんです。」⁽¹²⁾ とされるのである。しかし、犯罪抑止が少年法の目的ではないとしても、社会に生起する現実の犯罪と少年法とが、全く関係を持たないとまで言い切つてよいのだろうか。誤解のないようにあらかじめ断つておくが、筆者は少年法第一条に掲げられた少年法の目的を決して軽視しているわけではない。ただ目的と現実に果たしている（あるいは、果たさせられている）機能（これについては次章で述べる）とは異なり、この現実に果たしている機能を、「あつてはならないもの」として考慮の対象外とすると、かえつて守るべき目的が、この「あつてはならないもの」の侵襲を受けてしまうことがあることを畏れているのである。⁽¹³⁾ たとえば、「現在の日本の非行状況は、アメリカなどに比べ深刻な状況ではなく、大部分の軽微な非行について、現行少年法はよく機能している」ということが言われることがある。このような言説は、実は少年法の目的だけからすれば意味のないことを述べているにすぎないことになる。少年法は現実の非行現象とは全く無関係に存在しており、たとえ日本の状況がアメリカのようになろうとも、あるいは世界一の少年犯罪発生国になろうとも、少年法はあくまで非行抑止効を考慮する必要はないということでなければならぬからである。また、このようなことを述べる者は、一見少年法改正に反対しているように見えるが、非行現象との関係で法制度のありようを考える論理であるから、わが国の実際の非行が深刻になれば、それに引きずられて法制度を変える方向に通じる可能性があり、誤っているということになる。

こうなると、あらゆる少年法の研究も、一切非行現実を参照する必要もなく、いや、してはならず、ひたすら法解釈論に精通すればそれでよい、ということになる。少年非行の増加や凶悪化を根拠に少年法改正を唱える人々に対しても、そもそも「少年非行は減っている」とか「少年非行は凶悪化していない」ということを論じる必要はなく、い

や論じてはならず（論じると、もし、本当に少年非行が増加していたり凶悪化していたら、ではどうするのかという問いに直面せざるを得ない）、「少年非行と少年法改正論は何の関係もない」とだけ言えばよいのである。

しかし、それにも拘わらず多くの専門家が、少年による耳目を集める凶悪犯罪が起り、その結果例によつて厳罰を求める改正論がやかましく行われるときに、現実の非行状況に言及して反論するのはなぜなのか。彼らが現実の非行状況を顧慮するのは、少年法の目的だけを貫き難いばかりのあること、つまり、非行抑止に対しても少年法が機能するばあいのあることを、はつきり意識するとして拘わらず、どこかで認めていることの証左ではなかろうか。⁽¹³⁾そこで、次には、少年法が、目的とはしていないうが、果たさざるをえない、または現実に果たしている機能の側面を考察してみたい。

三 非行抑止に対する少年法の機能

浅川氏は、前章の引用箇所の同じところで、次のようにも述べておられる。⁽¹⁴⁾「つまり少年法がどういじられようと、少年の非行の数とか、少年の非行の質は変わるものではない。少年法というのは起こったことに對してどう受け止めるかという対処の法なので、そういう意味では刑事訴訟法がどうこうだから犯罪が増えるとか減るとかいう問題でないと同じに、裁判所は結果として起つたケースを引き受け、それをどう処理するかという側です。」

このうち、「少年法というのは起こつたことに対しても受け止めるかという対処の法」であるという部分については、少年法の目的という視点からは異論がない。しかし、その余の部分については、犯罪学と規範学の両者の知見から、少しの検討が必要となる。

まず、「少年法がどういじられようと、少年の非行の数とか、少年の非行の質は変わるものではない」とされるのが、本当にそう言い切れるだろうか。この見解は、おそらく「少年法が甘いから少年犯罪が増える（または凶悪化する）」のだ。もつと少年法を厳しくすべきだ」とする、世間一般で行われている改正論を諫めるためのものと思われるが、この論点については、世論側にも全く理がないわけではない。ことは犯罪原因論に関わってくるのであるが、たとえば社会統制理論は、誰にでもある逸脱への動機を押さえている拘束が、ある条件下で弱まるがゆえに非行・犯罪行動が生じるものと考えるのであり、法が厳しい罰を与えることが宣言され、社会的統制が強まれば、非行が減少するという可能性は、理論的には十分考えられる。しかも、統制理論は、仮説の粹を出ない多くの他の原因理論と異なり、各種の自己申告調査法によつてかなりの程度証明されており、少なくとも軽微なタイプの少年非行については有効と考えられているのである。⁽¹⁷⁾また、非行中和技術理論は、少年が自己の不適切な行動を合理化することができるばかりにのみ、犯罪が生じるとするが、少年法が成人に比較して少年に甘い、ということになると、少年は自己の行為が許されているかのとく錯覚し、中和の技術を用いて合理化を行いやすくなる。ときおり、凶悪犯罪を行つた少年ですら、「少年だから罪が軽いと思ってやつた」と述べた旨報道されることもあるが、もしこれが本当だとすれば、厳しくすることと、やつた行為があくまで許されないものであることを明確にできる、ということは言えるのである。

次に、これと関連するが、少年法との比較において、「刑事訴訟法がどうこうだから犯罪が増えるとか減るとかいう問題でないと同じ」とされる部分も、規範学の点から疑問なしとしない。まず、少年法は手続法でもあるが、実体法でもあるという点が重要である。この点刑事訴訟法と単純には比較できない。刑事訴訟法のばあいは、刑法（広義）の各法条に記載されている実体法的内容が、刑事訴訟法の規定により変化するわけではない。たとえば刑法一九九条の刑罰「死刑又は無期若しくは三年以上の懲役」が、刑事訴訟法の規定によつて別の刑に変わるということはありえ

ない。これに対し少年法というのは、刑法(広義)⁽¹⁸⁾の各法条に定められた罪刑のうち、罪の成立については成人刑法を適用しつつも、その法効果である刑を、原則として全ての罪について非刑罰化し、保護処分をもつて換えることとしているのである。つまり、刑事訴訟法は裁判規範であるが、少年法は裁判規範であると同時に、刑法と一体となつて行為規範として機能する側面もあるということになる。刑法で禁じられている行為であること知っている少年は、通常は、同時に自分が少年であることにより緩やかに取り扱われる」とをも知つており、彼の行動様式に一定の影響を与えていられるのがむしろ自然である。

勿論、刑罰の抑止力でさえその効果には疑いがもたれているところであるのに、保護処分の非行抑止力を積極的に認め、これを高めるために害悪度の強い処分(または刑罰)を賦課することを少年法に求めることは、少なくとも現行少年法の目的とは相容れない。また少年法の非行抑止効は、非行のあつた少年の個別の立ち直りを通して、間接的に社会の安全に寄与することを本則とすべきことも当然である。しかし理論的には、少年法はその実体法規範として的一般予防機能を、成人に比して減殺された形ではあるが有しており、この点現実の非行現象との関係を全く無視してしまうことはできないのである。ただ、現行少年法の立場では、少年法の目的の範囲内でおのずから発生している一般予防効果を考慮できるというにすぎない。

たしかに世論はこの機能に過大な期待をかけて少年法の厳罰化を求めるがちである。しかし、この機能を全く顧慮しないのも、少年非行から遊離した少年法のあり方を認めようとする極端な考え方なのである。それは、非行原因の根本に取り組むという最も基本的な姿勢を放棄することに繋がりかねないばかりか、現実に有効な法政策をうち出していこうとする際の出発点を見誤るものとなりかねない。

おわりに

世間一般でおこなわれて いる少年法改正論の問題点のひとつは、少年法の目的を超えた非行抑止効果、すなわち保護処分を超える一般予防効果を、「少年法に対し「求めて いることにある。彼らは、凶悪犯を抑止するには厳しい制裁が必要だ」という。しかし、実は、凶悪犯罪に対し厳罰による抑止効果の乏しいことは、多くの専門家によつて指摘され続けてきたことである。⁽¹⁾ それにも拘わらず、なぜ世間ではこのような厳罰化論がしきりに主張されるのだろうか。そして一方、そうした厳罰化論に対し、専門家は、「制裁と威迫では少年を救えない」とか「厳罰は少年にとって何の解決にもならない」といった趣旨のことを繰り返し述べるばかりである。しかし問題は、厳罰化論者の主張は「少年を救う」とか「少年にとつての解決」などをもともと考慮していないのだ、ということに気がつけるかどうかにかかる。つまり、厳罰化論者の主張は少年法の要請する理念や目的とはもともと無縁のところにあるのに、専門家はこれをなんとか少年法の枠組みのなかで説明しようとしたのがちなのである。厳罰化論とは、非行前の少年に対しては厳罰による抑止を、非行後の少年に対しては厳罰による応報を主張し、もつて社会の安全を確保しようという要請に他ならないのである。

このような社会の応報感情ともい うべき怪物を、存在しているにも拘わらず無視していれば、少年法にその重荷がのしかかってくることになり、たとえば今回見たような、少年法固有の一般予防機能を超える一般予防機能を期待されることになつてしまふのである。

応報感情ないし被害感情を克服・解消するためのシステム、たとえば英米における被害賠償命令やドイツのTOA

モデル等を参考にしつつ、被害者をどうシステムのなかでケアしていくのかが、今後ひとつの鍵になり得るような気がしてならない。少年非行の現状から生み出される抑止力の要求や応報感情を、いかに少年法そのものに波及させないようにするかという工夫が重要なのである。

- (1) 斎藤豊治「一四歳の犯罪と少年法」法律時報六九巻一〇号二頁、津田玄児「少年法『改正』の前提を問う」法学セミナー五一四号八頁、前野育三「少年非行と少年司法の動向」法と政治四八巻一号一二三頁、日本民主法律家協会「特集・少年事件と少年法の今日的意義——少年と社会の健全な発展のために——」法と民主主義三二二号四一五頁、斎藤義房「警察庁『少年非行総合対策推進要綱』の内容と問題点」法学セミナー五一七号七五頁、等がある。
- (2) 警察庁「少年非行の概要」(一九九七)によると、一九九七年には一五三五人を記録している。
- (3) 渡辺康弘「深刻化する少年非行問題等の現状と対策(1)」警察学論集五〇巻九号三八頁以下、長島祐「日本国憲法施行50年の犯罪動向と刑事司法」罪と罰三五巻一号一六頁、等がある。
- (4) 平成九年版犯罪白書一一三頁以下参照。尚、斎藤義房・前掲論文七五頁は、家裁の新規受理人員を基準にしておられるが、非行は簡易送致手続等でスクリーニングされるので、検挙人員を基準にする(但し注(7)参照)のが、刑事政策における方法論としては一般的である(藤本哲也「刑事政策概論(全訂第二版)」一二二頁、青林書院、一九九七)参照)。
- (5) 渡辺・前掲論文三頁は、この時期の減少傾向は、少年人口自体の減少によるところが大きいとする。しかし、人口比を見れば減少傾向は明らかである。
- (6) 渡辺・前掲論文四頁は、「人口比四年連続増加傾向」という現象は、戦後三つのピークに向けての上昇期にしか見られなかつたものであるとしている。
- (7) ただし、前野・前掲論文一一五頁が特に戦後第三の波に関して指摘しているように、とりわけ補導人員などは警察がどれだけ熱心に活動するかにも大きくかかってるので、眞に非行が増加しているのかについては依然明らかとは言えない。
- (8) 渡辺・前掲論文七頁によれば、一九八二年の検挙人員(七六九人)をピークに減少していたが、一九九四年からは上昇傾向にある。一九九七年には既に一五〇〇人を突破している。

(9) 前野・前掲論文一四七頁

(10) たゞ、少年司法は少年法といふものではない。かつて私は、とりわけ児童福祉法との協働が重視され、両者の機関分担による元主義政策を主張したことがあるが、この研究ノートでは少年法の問題が限定して扱われる。元主義政策については、これら別稿で詳しく述べるが、それはまた別途ある。See N.Yoshinaka, Historical Analysis of the Juvenile Justice System in Japan, The Hiroshima Law Journal, Vol. 20 No.3 Feb. 1997.

(11) 津田・前掲論文九頁等

(12) 日本民主法律家協会・前掲特集「座談会・少年事件の背景と現代社会」110頁

(13) これに関連して、私はこれまで、このようないわば「刑罰の亡靈」ばかりには拘泥しておらず、特に、拙稿「フランスの少年保護観察制度——保護観察の形態に関する研究序説（3）・（完）——」[橋研究]10卷1号六八頁、拙稿「少年保護観察の理論」

(14) 広島法学10卷3号「五七、一五八頁」を参照された。

(14) 現実味のない話をしよう。もし、ある少年が一人を殺したとわれて云はばあい、犯行の態様にもよるが、彼を少年法の保護手続で処遇する」と(1)の場合選択決定は命令か——以下同)に、多くの者に異論はないだらう。では、彼が100人を殺したとされるばあいはどうか。それでも少年法の専門家であれば、彼を保護手続にのせて処遇する」とを支持するかも知れない。100人も殺すような少年だからこそ刑罰は意味がないのだ、と言つかもしれない。では、彼が1000人を殺したとされていたらどうか(サリン事件などを想起するとまんざら現実味がないとは言えないかも知れないが)。もし、この1000人を殺したとされる少年を保護手続で処遇するとするのであれば、それは宗教のレグルにあると言わざるを得ない。これを社会制度とするのは納得の得られないことではないであろう。それでも彼を保護手続にのせ(勿論保護手続そのものの福祉的効果の重要性は銘記されるべきであるが)、保護処分に付すとしても、処遇決定の段階で、1000人殺した少年に対する社会感情の影響が皆無となることがありえるだろうか。この存在してゐる社会感情から目をそむける(あるいはあつてはならないものと無視する)ことは、本来処罰要求とは無縁に決定されるべき処遇選択が、このいわば不純因子の影響を受け、ゆがめられたものになることを意味する。田をむけぬのではなく、これを少年の福祉に反しないようにこう処理するか、こそが少年刑事政策の重要な課題なのである(なお注(13)参照)。

(15) 日本民主法律家協会・前掲特集「座談会・少年事件の背景と現代社会」110頁

(16) 斎藤豊治・前掲論文三頁も、「法律や司法制度に犯罪の原因を見るのは、犯罪原因論としては転倒した見方である」とされてい

る。このような見解は、伝統的な緊張理論に立つものとして一応理解はできるのであるが、ネトラーやコーンハウザー等によつて指摘されてきた、緊張理論に対する理論的かつ実証的な問題点はしばらく置くとしても、現代犯罪学の水平において、統制理論の契機を欠いた立論は、少なくともフェアとは言えないようと思われる。一般的に言えば、法律家を中心とした論議には暗黙のうちに緊張理論的犯罪觀が前提とされており、そこでは、同様に犯罪学の重要な立場である、アノミニ論や社会統制理論あるいは超自我の機能に関する精神分析学派（とりわけアイヒホルンの潜在的非行性の理論）の知見は、あたかも存在していないかのようである。かつて、筆者の在籍したリヨン第III大学大学院の犯罪学講座では、そのリヨン環境学派の伝統にも拘わらず、偏りのない公平な犯罪原因分析研究が行われていて、かつてのリヨン学派の伝統を求めてきた者にとっては拍子抜けするほどであった。

- (17) 後藤弘子『少年犯罪と少年法』四三、四四頁（明石書店、一九九七）において、伊藤芳朗弁護士は、重大犯罪に対する教育と、軽微犯罪に対する懲罰を二元的に使い分けることに言及しておられるが、これは社会統制理論の考え方についものであり、実務を通じて得られた含蓄のある見解である。そのほか、氏の見解には、少年審判におけるミーディエイションを示唆されるところなどに、優れた提言もあり、私見と軌を一にするところも少なくない。
- (18) 責任要件については議論のあるところでもあり、私はかねてより、法効果の過程だけでなく、罪の成立過程についても、少年にとって独自の実体的概念が必要であると考えているが、詳細は、別の機会に譲らざるを得ない。
- (19) 森下忠『刑事政策大綱』〔新版第二版〕三三三頁（成文堂、平八）
- (20) 津田・前掲論文一〇頁
- (21) 津田・前掲論文九頁等